

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 三次周産期医療機関分娩体制臨時支援事業費補助金

(地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 医療人材確保係

電話番号：058-272-1111 (内 2625)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 13,333 千円 (前年度予算額：13,333 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-----|--------|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 13,333 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13,333 | 0 | 0 |
| 要求額 | 13,333 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13,333 | 0 | 0 |
| 決定額 | 13,333 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13,333 | 0 | 0 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県内三次周産期医療機関 (地域周産期母子医療センター) は、リスクを伴う分娩など周産期にかかる高度な医療を提供し、地域の周産期医療を支える中核機関であるが、産婦人科医師不足により、その医療サービスの提供が困難になる場合がある。

県内での安全・安心な周産期医療の提供を維持するためには、そうした場合にいち早く医師を確保し分娩体制を維持することが必要不可欠である。

(2) 事業内容

圏域の分娩体制維持を目的として、三次医療機関が実施する医師確保策に対し必要経費の支援を行う。

(対象経費)

- ・県内外の医療機関から常勤産婦人科指導医師を招へいする場合に必要な手当

- ・他の医療機関から医師の派遣を受けて宿日直を行わせた場合に必要
手当
- (補助先) 分娩体制を維持するための対策を行う三次周産期医療機関
- (補助率) 1/2 以内

(3) 県負担・補助率の考え方

事業費全額について地域医療介護総合確保基金を充当

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|--------|--------------------------|
| 補助金 | 13,333 | 三次周産期医療機関の分娩体制維持を図るための補助 |
| 合計 | 13,333 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画

(2) 国・他県の状況

一定期間勤務した場合に返還免除となる研究資金貸付制度はあるが、分娩体制維持のために市町村とともに補助する制度はない。

(3) 後年度の財政負担

地域への分娩体制を維持するために必要であることから、三次周産期医療機関への財政支援は妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
産婦人科医師を臨時的に招へいすることにより、新たな産婦人科医師確保体制が整うまでの分娩体制を維持する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | | 現在値 | 目標 | 達成率 |
|------------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----|
| 新規確保産婦人科医師数（指導医） | 0 (H27) | 2 (H29) | 1 (H30) | 1 (R2) | 2 (R6) | 50% |
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (H) | % |

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
分娩体制の維持が困難な状況にある三次周産期医療機関が、本事業を活用して新規に医師招へいのための手当を創設し、医師確保に取り組んでいる。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
医師招へいのための手当により、産婦人科の指導医を1名確保できており、三次周産期医療機関としての機能の維持が実現し、地域における分娩体制が保全された。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い | |
| (評価) ○ | 三次周産期医療機関が機能を維持するために行う医師確保のための補助事業であり、県が三次周産期医療機関に指定していることから必要性が高い。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | 当該補助金の活用により、産婦人科の指導医を1名確保できている。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある | |
| (評価) | |

(今後の課題)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 本事業の実施により、確実に医師を確保するのと並行して継続的な医師の確保体制を検討する必要がある。 |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 産婦人科医師が確実に確保できる体制が整うまでは、臨時的に医師を招へいし、分娩体制を維持する必要がある。 |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | |
| 組み合わせる理由や期待する効果 など | 【○○課】 |